

国勢調査データを活用した分析業務仕様書

1 委託業務の名称

国勢調査データを活用した分析業務

2 業務の目的

令和3(2021)年6月に策定した「尼崎市人権文化いきづつまちづくり計画」において、「本計画に基づく諸施策を適切に推進していくためには、それぞれの人権問題について、その実態を把握することが重要」と定めている。

「部落差別(同和問題)」に関しては、同和対策事業が平成13年度末で終了し、長らく調査が実施されていないことから、この度、国勢調査データ等を用いて人口、国籍、世帯の状況、教育や労働の状況等について、旧同和地区とそれ以外の地域、さらには市平均値から乖離している地域等における現状と課題などを分析することで、人権施策を適切に推進するための基礎資料とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6(2024)年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 国勢調査データ等を活用した集計・分析の実施

単純集計とクロス集計、作表、データ加工、集計結果の分析等を行う。なお、分析にあたっては、令和2(2020)年、平成22(2010)年及び平成12(2000)年の国勢調査データの比較を行い、変化について考察するとともに、公営住宅に関するデータ(住所、戸数及び入居者数等)及び小学校区に関するデータを活用した考察を行う。なお、グラフ等を用いて見やすくする等、効果的な手法を取ることとし、手法については、委託者の指示を受けて検討するのではなく、受託者から積極的に提案を行う。

ア 分析する国勢調査の項目

分析項目		分析区分
1 人口・世帯の状況	(1) 世帯員の年齢構成	15歳未満、15～65歳未満、65歳以上
	(2) 世帯類型	母子世帯、父子世帯、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯、3世代世帯、その他世帯
	(3) 国籍別	日本、韓国・朝鮮、ベトナム、中国、フィリピン、その他
2 教育の状況	(1) 世帯員の学歴構成	15歳以上の世帯員の最終学歴(在学中の者を除く)
3 労働の状況	(1) 労働力状態	15歳以上の就業者、15歳以上の完全失業者
	(2) 就業率	15歳以上の人口における就業者の割合

分析項目		分析区分
	(3) 完全失業率	労働力人口のうち、仕事を探しても仕事に就くことのできない人の割合
	(4) 従業上の地位	正規、派遣、パートアルバイトその他、会社役員、自営業、家族従業者
	(5) 職業構成	①産業（サービス業、建設業、製造業、卸売・小売業・飲食店など） ②職業（サービス職従事者、事務従事者、生産工程・労務作業員など）
4 住まいの状況	(1) 住宅の所有形態	持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅、間取り、寮、その他
5 移動者（転入者）の状況	(2) 移動者（転入者）の状況	居住期間（10年未満、10～20年未満、20年以上、出生時から）、5年前の居住地

※1：性別、年齢階層別（5歳刻みで集計）、国籍別の分析は必ず行う。なお、国籍別の分析については、項目2～5における市全体の分析のみを行う。

※2：項目5については、項目2～4とのクロス分析も行う。

イ 対象地域

同和対策事業実施中に行った調査の対象区域を基本とし、国勢調査データを突合する。対象地域は6地区あり、地区ごとに分析を実施する。

ウ 比較分析の実施について

(a) 対象地域と市全体との比較

対象地域と市全体との比較分析を行う。

(b) 対象地域と平均乖離地域との比較

市平均値と乖離した状況を有した地域（以下「平均乖離地域」という。）について、次の7の変数の比率を町丁目単位で算出し、その比率が下位10%もしくは、上位10%に該当する地域を、その変数の「平均乖離地域」とし、対象地域との比較分析を行う。

変数	定義式	基準値
①高齢単身世帯比率	単身高齢世帯数÷世帯数	上位10%
②高等教育卒比率 (25～54歳)	最終学歴「短大・高専」「大学・大学院」人口÷卒業生	下位10%
③完全失業率 (男・25～54歳)	完全失業者数÷労働力人口	上位10%
④完全失業率 (女・25～54歳)	完全失業者数÷労働力人口	上位10%
⑤正規雇用比率 (男・25～54歳)	正規雇用者人口÷雇用者数（役員除く）	下位10%
⑥正規雇用比率 (女・25～54歳)	正規雇用者人口÷雇用者数（役員除く）	下位10%
⑦母子世帯比率 (女・25～54歳)	母子世帯数÷世帯数	上位10%

各変数の平均乖離地域に該当する町丁目にフラグを立て、そのフラグの本数を数えることで重なり度合いをみて、「平均乖離地域」についての傾向を分析する。

(c) 対象地域と対象地域の周辺地域との比較について

対象地域を含む小学校区全体のうち対象地域を除いた地域を周辺地域として、対象地域と対象地域の周辺地域との比較を行う。

(2) 実施体制

調査・分析にあたっては、次の担当者を配置し、それらの氏名、資格、経歴概要等を、委託者に報告すること。また、各担当者を変更したときも同様とする。

(a) 業務管理責任者

本業務の計画を立案し、管理統括を行う責任者。本業務委託期間中において、業務着手時、中間打ち合わせ時、業務完了時、その他委託者が重要とする際には、業務管理責任者が立ち会うこと。

(b) 基本担当者

基本的な単純集計、クロス集計、作表、データ加工、集計結果の分析・報告等を行う担当者。

(c) 専門担当者

国勢調査データを活用した旧同和地区の分析事業に関わった経験があり、基本担当者への助言及び専門的な見地からの分析・報告を行うことが可能な有識者。

なお、受託者自らが専門担当者を配置できない場合は、委託者が指定する学識経験者2名を専門担当者として配置すること。また、その場合の専門担当者への報酬は一人あたり5万円とし、専門担当者の配置に係る経費については受託者負担とする。

(3) 審議会への出席

尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会に2回程度出席し、集計・分析内容を報告する。1回目の出席時には速報版、2回目の出席時には最終の報告を行うこととする。

なお、審議会資料は、委託者が印刷を行う。

(4) 集計・分析結果（速報版）の作成

10月下旬までに、集計・分析結果の速報値及びその概要をWord・Excel形式にて提出すること。また、速報版として使用できるよう、(1)の調査結果の集計・分析結果を整理したものにグラフやコメント等も掲載すること。

(5) 集計・分析結果報告書の原稿作成・校正・印刷一式

成果品として、(1)の調査結果の集計・分析結果にコメントを付した報告書を作成する。グラフやコメント等は、読みやすく理解しやすいものにするための工夫を行い、尼崎市の実情が分かりやすいようにすること。

ア 報告書 冊子

・仕様は、次のとおりとする。

規格：A4判80～100ページ程度、両面、無線綴じ

（うち、専門的な見地からの分析・報告に関する部分は10から20ページ程度）

刷色：単色

部数：20部

備考：電子媒体（MS-Word 及び PDF ファイル形式）も納品すること

イ 報告書 概要版

- ・仕様は、次のとおりとする。

規格：A 4判 20 ページ、両面、中綴じ

刷色：2 色刷り

部数：20 部

備考：電子媒体（MS-Word 及び PDF ファイル形式）も納品すること

5 データの提供及び成果品の提出等にかかるスケジュール

上記 4 の委託業務内容に関する成果品等を指定の媒体、部数等で期限までに納品すること。

	提出成果品等	部数	期日等	備考
1	業務着手届を委託者へ提出	1	着手時	—
2	委託者から調査・分析に用いるデータを提供	—	令和 5 年 8 月上旬まで	提供するデータは次のとおり。 (a) 令和 2 (2020) 年、平成 22 (2010) 年及び平成 12 (2000) 年の国勢調査データ (b) 調査対象地域の住所 (c) 小学校区の住所 (d) 公営住宅に関するデータ
3	集計・分析結果（速報版）を委託者へ提出	—	令和 5 年 10 月下旬まで	電子媒体による。 集計・分析結果の速報値及び概要を Word・Excel 形式で提出。
4	尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会等への出席	—	令和 5 年 12 月上旬～ 2 月上旬頃	全 2 回程度。1 回目は速報版について、2 回は最終の報告を行う。
6	集計・分析結果報告書（冊子及び概要版）を委託者へ提出	冊子・ 概要版 各 20 部	令和 6 年 3 月 中旬まで	紙媒体及び電子媒体。分析を含めた調査結果及び分析結果を提出。
7	業務完了届を委託者へ提出	1	業務完了時	

6 業務実施における連絡・協議

本業務委託期間中、受託者は委託者と緊密な連絡を保ち作業を行うとともに、工程毎及び定期的に進捗状況の報告を委託者に行うこと。

7 成果品の帰属等

成果品等はすべて委託者に帰属するものとする。また、本業務委託の実施により発生した著作権については、委託者に帰属させるものとする。

8 調査に要する消耗品等の経費

受託者は業務を受託するにあたり、所要の消耗品を準備し、経費を負担するものとする。

9 機密の保持

受託者は、契約期間中及び契約終了後を問わず、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)を遵守し、業務上知り得た全ての事項については本業務にのみ用いるものとし、第三者に開示並びに漏洩してはならない。

10 契約方法

公募型プロポーザルにより選定した業務委託予定者と随意契約を行う。

11 委託料の支払条件

委託業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内一括払とする。

12 成果物の瑕疵

成果物の納品後、成果物に瑕疵があった場合は、速やかに委託者の指示に従い、必要な対応を受託者の負担において行うものとする。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。
- (2) 本業務の履行のために必要な資料は貸与または写しを提供するが、本業務完了後速やかに委託者へ返却すること。
- (3) 本業務で用いる全てのデータ等の取り扱いにあたっては、万全のセキュリティ対策の措置を講じるとともに、集計を終えたデータは完全削除すること。
- (4) 本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、委託者に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応する。
- (5) 再委託(委託業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。)を行おうとする場合は、受託者は事前に委託者の了承を得ること。

14 問合せ先など

尼崎市 総合政策局 文化・人権担当 ダイバーシティ推進課 担当者：濱森、奥野

TEL : 06-6489-6658 / FAX : 06-6489-6661 / MAIL : ama-jinken@city.amagasaki.hyogo.jp